

入院期間が１８０日を超える入院に関する事項

●選定療養費の概要

入院期間が１８０日を超えた日以降の入院料については、国の制度により患者さんの希望・患者さんの自己選択による入院として、入院料の一部を自己負担していただきます。

●自己負担の金額（１日につき）

１８０日超え入院選定療養費	2, 5 3 0 円	+	2 5 3 円（消費税等）
---------------	------------	---	---------------

●対象病棟

一般病棟 （従って、ＩＣＵ・３階東・７階西病棟は対象外です。）

●対象者

一般病棟に継続して入院し１８０日を超えた患者

- １）同一傷病による入院である場合に入院期間を通算します。
- ２）他保険医療機関からの転院の場合でも入院期間を通算します。
- ３）退院後の再入院の場合でも入院期間を通算します。
（ただし退院後３カ月以上経過している場合は通算されません。）
- ４）腫瘍用薬の投与や放射線治療を実施している状態など「厚生労働大臣の定める状態」にある場合は対象患者から除外されます。
- ５）１５歳未満の患者さんは対象患者から除外されます。

松江市立病院 病院長